

国保・老人医療で 入院時の食事代が減額されます



入院した時は食事代の一部を自己負担していただきます。しかし、一定の条件を満たす場合はその自己負担分を減額することができます。減額を受けるためには申請が必要です。市民課および各支所総合窓口課で手続きをしてください。

また、現在お持ちの認定証は、7月31日が有効期限です。8月以降減額を受ける場合は、再度申請が必要です。

国民健康保険

世帯員の中で世帯主および国民健康保険加入者全員に、住民税がかかっていない場合に申請できます。

- 申請に必要な物**
- 国民健康保険証 ●印かん
 - 平成18年度中に認定を受けていた人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」
 - 入院が90日を超える場合は、長期入院を証明する領収書など

老人医療

世帯員全員に、住民税がかかっていない場合に申請できます。

※医療費の減額制度もあります。

- 申請に必要な物**
- 老人医療受給者証 ●健康保険証
 - 印かん
 - 平成18年度中に認定を受けていた人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」
 - 入院が90日を超える場合は、長期入院を証明する領収書など

国民健康保険・老人医療の入院時食事代の区分別自己負担額

一般および現役並み所得者		1食 260円
住民税非課税世帯 低所得Ⅱ	90日までの入院	1食 210円
	過去12ヶ月で90日を超える入院	1食 160円
低所得Ⅰ		1食 100円

※「一般」、「現役並み所得者」、「低所得Ⅱ」、「低所得Ⅰ」の区分など、詳しいことはお問い合わせください。また、平成19年1月2日以降、宇城市に転入した人は、転入以前の住所地の住民税非課税証明書が必要です。

☎・☎	市民課国保年金係および老人保健係	☎ 32-1111
	各支所総合窓口課 三角支所	☎ 53-1111
	不知火支所	☎ 33-1111
	小川支所	☎ 43-1111
	豊野支所	☎ 45-2111

国民健康保険証が8月1日より 個人単位のカードに変わります！



お手持ちの国民健康保険の保険証は7月31日で期限切れとなりますので、8月1日から使える新しい保険証は自宅に送付いたします。新しい保険証はカード化し、1人1枚の交付となります。

▼配達記録郵便でお届け

- 新しい保険証を7月下旬までに、世帯主あてに加入者全員分を郵送します。
- 配達記録郵便を利用しますので、配達時に不在の場合は配達郵便局で一時保管されます。その場合には郵便局の「郵便物お預かりのお知らせ」に記載されている連絡先へお問い合わせください。
- 保険税の滞納がある場合は、納税相談後窓口で交付いたします。
- 7月31日(火)までに保険証が届かない場合は、市民課国保年金係へご連絡ください。
- 新しい保険証は、台紙にはり付けてお送りしますので、はがしてお使いください。
- 前期高齢（70歳～75歳未満）受給者証は廃止され、新しい保険証と一本化されます。
- 保険証を受け取ったらすぐに内容（氏名・性別・生年月日・住所など）に誤りがないかご確認ください。
- 裏面の注意事項も必ずお読みください。

▼取り扱い上の注意

- 保険証が小さくなりましたので紛失に注意し、大切に保管してください。
- 有効期限を過ぎた保険証は使えません。
- 個人単位のカード化に伴い、遠隔地被保険者証の制度はなくなります。廃止に伴う手続きは不要です。一方、学業の関係で住所地を離れることから、申請して別の被保険者証の交付を受けていた人は、カード化されてもこの制度は残ります、必要なときは申請の手続きをお願いします（必要なもの：在学証明書、印かん、被保険者証）。

▼有効期限が過ぎた保険証は？

- 現在お持ちの国民健康保険証（一般＝桃色、退職＝緑色、前期高齢受給者証＝黄色）は、8月になったら市民課国保年金係または各支所総合窓口課、松合出張所にお寄りの際にお返しください。
- 返却に出来ない場合は、個人情報を読み取れないよう、細かく裁断するなどして処分してください。
- 保険証以外の医療受給者証等は、現在お手持ちのものを引き続きご利用いただけます。誤って処分されることの無いようご注意ください。

▼こんなに便利になります！

- 保険証が1人に1枚あるので、家族で同じ時間でも別々の医療機関にかかることができます。
- 旅行先・勤務先などに保険証を持っていくことができます。
- 銀行のカードなどと同じ大きさなので、財布などに入れやすくなります。

▼異動届を忘れずに！

- 社会保険への加入や世帯内に異動があったときは、14日以内に市民課国保年金係への届け出が必要です。
- 必ず、届け出を行ってください。

▼国民健康保険限度額適用認定証の切替

- 現在お持ちの限度額適用認定証は、7月31日で有効期限が切れます。必要な場合は再度申請手続きが必要です。